

寿 企 画 号
令和2年9月28日

子どもたちに核のゴミのない寿都を！町民の会 様

寿都町長 片 岡 春 雄

公開質問状に対する回答について

令和2年9月23日に貴会から提出のありました公開質問状に関し、下記のとおり回答いたします。

記

1の質問に関して

北海道新聞に掲載された発言は、町内において、文献調査は最終処分場建設に繋がる、すなわち核のゴミを持ち込むことになるという主旨で署名活動が行われているようだと
の情報を耳にしたため、「まずは調査に応募したうえで勉強をしましょう」という私の考
えを述べたものであります。

貴会の前身が「寿都の核のゴミはいらぬ町民の会」であり、かつ、貴会が明記してい
るとする文言どおりの署名活動を行っているとしたら、発言の対象には当てはまらない
ものと考えます。

2の質問に関して

文献調査は、処分場選定に直結するものではなく、知事及び市町村長の意見に反して概
要調査地区等の選定を行うことはないかとされております。

交付金は、仮に調査を受けたとした場合に、その過程において交付を受けることができ
る仕組みであり、国や国民への背信行為でもなく、町民の名誉を傷つけたものとは思って
おりません。

3の質問に関して

住民への説明は、これまでの勉強会を通し、議会並びに町の経済を担う各産業団体及び
その若手による意向集約を経、方向性を見出した後に順を追って行う計画を思い描いて
おりました。

図らずも、その過程において新聞報道が先行する結果に至ってしまい、混乱と不安を抱
く町民の皆様に対し、9月7日からの住民説明会で一連の経過を含め説明したところであ
り、それに関する町民皆様の理解は得られているものと認識しております。

4の質問に関して

岩宇及び南後志地区沖における洋上風力発電については、本年7月に、再エネ海域利

用法における「有望な区域」の手前の「既に一定の準備段階に進んでいる区域」と整理されています。これは、関係自治体からの確認資料を基に、北海道からの国への情報提供書に基づき判断されたものと認識しております。

こうした取り組みは、その都度、町議会にも相談・了承を経た上で推進したものであって、「不当な政治的取引を独断で行った」ものではございません。

なお、9月23日に岩宇・南後志関係7町村及び4漁協で協議会が発足するなど、取り組みに理解が得られているところであり、危惧するところのマイナス要因とはなっておりません。

5の質問に関して

町議会全員協議会議事録の公開は、その実施機関である町議会の所掌事務であり、当職は、その権限を持ち合わせておりませんのでご理解願います。

6の質問に関して

9月6日付けの北海道新聞の報道について国に確認したところ、「記事は事実ではない。文献調査の後、概要調査に進もうとするときに、知事又は市町村長から反対の意見があった場合には、NUMOが定める「特定放射性廃棄物の処分の実施に関する計画」から文献調査の実施地域として市町村名が削除され、最終処分場法上の処分地選定プロセスからは除外される。」との回答を受けております。その法的根拠については、国に求めていただきたいと存じます。

7の質問に関して

日々刻々と変わる社会経済状況の変化を的確にとらえ、将来を見据えた行財政運営に積極的に取り組むのが地方自治体の長の役割であると認識しております。

8の質問に関して

前問までの回答でお示しのとおりであり、文献調査への応募についてご理解を頂きたいと存じます。

以上

(寿都町企画課企画係)